

学校いじめ防止基本方針

石巻市立寄磯小学校

目 次

はじめに	1
I いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
II いじめの定義	2
III いじめの理解	3
IV いじめの防止等に関する基本的考え方	3
1 いじめの防止	3
(1) 基本的考え方	3
(2) いじめの防止のための措置	3
2 早期発見	4
(1) 基本的考え方	4
(2) いじめの早期発見のための措置	5
3 いじめに対する措置	5
(1) 基本的考え方	5
(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応	5
(3) いじめを受けた生徒又はその保護者への支援	6
(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言	8
(5) いじめが起きた集団への働き掛け	8
(6) ネット上のいじめへの対応	9
4 その他の留意事項	9
(1) いじめ対策年間指導計画等	9
(2) 組織的な指導体制	10
(3) 校内研修の充実	10
(4) 校務の効率化	10
(5) 学校評価	10
(6) 地域や家庭との連携について	10
V いじめの防止等の対策のための組織	10
1 「いじめ問題対策委員会」の設置	10
2 「いじめ問題対策委員会」の役割	11
3 「いじめ問題対策委員会」の構成	11
4 「いじめ問題対策委員会」の 構成員の役割	12
VI 重大事態発生に係る調査を行うための組織	14
1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）	14
(1) いじめを受けた生徒に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき	14
(2) いじめを受けた生徒が一定の期間、または連続して欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき	14
(3) その他	14
2 「いじめ問題調査委員会」の役割	14
3 「いじめ問題調査委員会」の構成	14
(1) 学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合	14
VII 重大事態発生に係る調査	15
1 事実関係を明確にするための調査の実施	15
2 調査の方法	15
(1) いじめを受けた生徒からの聞き取りが可能な場合	15
(2) いじめを受けた生徒からの聞き取りが不可能な場合	16
(3) 調査を行う際のその他の留意事項	16
3 調査結果の提供及び報告	16
(1) いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	16
(2) 調査結果の市町村長への報告	17
(3) いじめた生徒及び保護者への説明	17
(4) 他の保護者への対応	17
4 その他の留意事項	17
(1) 地域住民等への対応	17
(2) マスコミへの対応	17
(3) その他	17
＜資料1＞いじめ発見のためのアンケート（児童用）	21
＜資料2＞教育相談体制	22
＜資料3＞いじめ発見のためのアンケート（保護者用）	24
＜資料4＞教師用・学校用チェックシート	25
＜資料5＞いじめ対策年間指導計画	28
＜資料6＞学校評価の進め方	29
＜資料7＞重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」	30

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校は、本校の児童の尊厳を保持するため、市・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、学校いじめ防止基本方針を策定するものである。

I いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、一人一人の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

II いじめの定義

いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）において、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

この定義を踏まえた上で、個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童の立場に立つて行う。

この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するかどうかを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努める。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が行われたときのいじめを受けた児童や周辺の状況等・客観的に確認するとともに表面のみにとらわれることなく、いじめを受けた児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人的関係を指している。また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、

隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

加えて、いじめられた児童の立場に立っていじめにあたると判断した場合にもそのすべてが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有を行う。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取る。

Ⅲ いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中

的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるよう努める。

Ⅳ いじめの防止等に関する基本的考え方

1 いじめの防止

（１）基本的考え方

未然防止の基本は、児童一人一人が安心して学校生活を送ることができる学校の環境をつくることにある。本校は、その環境をつくるために、全教職員で生徒指導の三機能（自己存在感・共感的な人間関係・自己決定）を生かした授業づくり、集団づくり、学校づくりを推進していく。

また、未然防止の取組が着実に成果を上げられるように、学校の取組を定期的なアンケートを実施したり日常的な児童の行動の様子を把握したりして適宜評価し、それを基に改善を検討していくPDCAサイクルに基づく取組を継続していく。

（２）いじめの防止のための措置

① いじめについての共通理解

学校全体においていじめについての共通理解を図るため、以下のことを行う。

- ・ 職員会議日に生徒指導協議会を行い、本校児童のいじめの実態、具体的な指導上の留意点、取組の計画や改善点等について確認する。また、必要に応じて、打合せ等を活用し、情報を共有するように努める。
- ・ 全校集会や学級活動などで、校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を醸成していく。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、地域の方々の協力を得ての海洋体験活動や社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解しようとする態度や自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重しようとする態度を養う。

また、SELや授業や係活動、清掃当番活動など日常の学校生活全般をとおして、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が他者

と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ いじめが生まれる背景と指導上の注意

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスがかかっている。このことを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、児童一人一人の理解の状況だけでなく心情にも配慮しながら、どの児童も分かる喜びが味わえる授業づくりを進める。

また、児童が学校生活の中でストレスを感じた場合でも、それを他人に直接ぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。

なお、教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、いじめを受けている児童を孤立させ、いじめを深刻化させる。また、障害（発達障害を含む）について、適切に理解した上で、児童に対する指導に当たる。

④ 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を減らすために、全ての児童が「認められている、満たされている」という思いを抱くことができるよう、学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会を全ての児童に提供し、児童の自己有用感を高められるよう努める。その際、教職員はもとより、家庭や地域の人々などにも協力を求めていくことで、幅広い大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高められるよう、教科指導、特別活動、クラブ活動などにおいて、達成感や成就感を味わえるような体験の機会を積極的に設ける。

2 早期発見

（１）基本的考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、定期的にアンケート調査や教育相談を実施し、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。また、保護者に協力してもらい、家庭で気になった様子があればすぐに学校に伝えられる関係を築く。さらに、地域の方

から登下校の様子を聞くように努め、実態把握に努める。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 実態把握、情報共有

いじめに関する情報を得るために、以下のことに取り組む。なお、いじめを把握したときには速やかに報告をする。

- ・授業、休み時間、給食時間、放課後の時間等の児童の様子に目を配る。
- ・月に1回、学校生活についてのアンケート調査を実施し、いじめの実態把握に取り組む。アンケート用紙は1年間保管するものとする。偶数月は、担任との面談調査も行う。
- ・放課後などに教育相談の機会を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・PTA総会、学年・学級懇談会などの機会に、保護者から情報を得る。
- ・集まったいじめに関する情報は、生徒指導記録簿に記載するとともに、生徒指導協議会において、速やかに教職員全体で共有する。また、いじめに係る情報を適切に記録する。

② 体制整備とその点検

児童や保護者が、いじめに関して教職員に相談しやすいよう、日頃から教職員と児童や保護者との信頼関係を築くようにする。また、スクールカウンセラー来校日に、児童全員が面談をする時間を設定する。

さらに、教職員が児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、学校のいじめの早期発見の体制が適切に機能しているかなどを教師用のいじめチェックシートを活用し、定期的に体制を点検する。

3 いじめに対する措置

(1) 基本的考え方

教職員全員で情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望を持ち、より充実した学校生活を送ることができるように、毅然とした態度で指導する。

教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係組織との連携の下で対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

① 児童の安全確保

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

② 組織での対応

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ問題対策委員会で直ちに共有する。その後は、いじめ問題対策委員会が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

③ 警察との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめを受けている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携して対処する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(3) いじめを受けた児童又はその保護者への支援

① いじめを受けた児童への対応

いじめを受けた児童には、まず担任等が本人の訴えを本気になって傾聴し、親身な対応をする。その際、つらさや悔しさを十分に受け止め、「あなたが悪いわけではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。担任等は、教師は絶対的な味方であることを示し、また、児童本人の意向も尊重しつつ具体的支援策を示す。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。

② 保護者に事実関係を伝える

家庭訪問等により、その日のうちに迅速・正確に保護者に事実関係を伝える。いじめを受けた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去する。また、いじめを受けた児童が不安を感じるなど、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、安全の確保やその他具体的な取組方策を正確に伝えて理解を得るように努める。保護者の意向を尊重しつつ保護者の心情に配慮した発言を心掛け、保護者との信頼関係を構築するように努める。

③ 教育環境の確保

いじめを受けた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめが継続している場合にいじめた児童を別室において指導することとしたり、出席停止制度¹を活用したりするなど、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。また、いじめを受けた児童の心理的ケアが更に必要な場合は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家、教員経験者・警察官経験者などの外部専門家の協力を得る。

④ 支援等の継続

いじめは単に、謝罪を持って安易に解消とはできない。いじめが解消している状態は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。しかし、この要件が満たされる場合であっても、他の事情も考慮して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめ（インターネットを通じるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月）継続していること。ただし、この目安に関わらず、定期的な情報収集、情報共有、確認を必ず行う。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを、児童及びその保護者に面談等で確認する。

いじめが解消されていない段階では、被害児童を徹底的に守り通す。また、学校としての今後の取組方針を示し、確実に実行する。

いじめが「解消している状態」とは、一つの段階に過ぎず、被害児童及び加害児童、保護者との連携を図り、日常的に注意深く観察し、必ず定期的な確認を繰り返す行う。

¹ 児童の出席停止（学校教育法第35条）

市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返す行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認められる児童があるときは、その保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。

- 一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為
- 二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為
- 三 施設又は設備を損壊する行為
- 四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

② 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。

③ 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。

④ 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。

(4) いじめた児童への指導又はその保護者への助言

① 再発防止

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

② 保護者への助言

事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解と納得を得る。その上で、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

③ いじめた児童への指導等

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす好意であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも考えられる。

ただし、いじめには様々な要因があることを鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた児童が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

² 懲戒とは、学校教育法施行規則第26条に定める退学（公立義務諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、停学（義務教育諸学校に在籍する学齢児童生徒を除く。）、訓告のほか、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為として、注意、叱責、居残り、別室指導、起立、宿題、清掃、学校当番の割当て、文書指導などがある。

(5) いじめが起きた集団への働き掛け

① 「観衆」「傍観者」を作らない指導

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級や学校全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

② 望ましい集団づくり

児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(6) インターネット上のいじめへの対応

① 不適切な書き込みへの対応

インターネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに石巻警察署に通報し、適切に援助を求める。

② ネットパトロール²と情報モラル教育³

早期発見の観点から、宮城県教育委員会や市教育委員会と連携し、ネットパトロールを定期的実施し、インターネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないように、仙台法務局におけるインターネット上の人権侵害情報に関する相談の受付や「宮城県24時間いじめ相談ダイヤル」、教育事務所の相談窓口等、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトやSNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、無料通話アプリ、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見されにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、通信企業の携帯電話等の使用に係る「安全教室」や宮城県警の協力による「ネット被害未然防止」の講話を行い、児童のみならず保護者に対してもインターネット利用に係る危険性について啓発していく。

4 その他の留意事項

(1) いじめ対策年間指導計画等

学校基本方針に基づく取組の実施や具体的ないじめ対策年間計画を作成する。作成や実施に当たっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参加を図る。

² ネットパトロール（H21、5、1 高校教育課事業） ネット被害未然防止対策事業の一環として、仙台市を除く全ての小・中・高等学校、特別支援学校を対象として、いじめや長欠などのトラブルを活発にするとされるネット上の学校裏サイトを業者委託により監視し、問題のある書き込み等に対する対応を実施。

³ 情報モラル教育 県教育総合センターでは、「みやぎの情報モラル総合サイト」を開設（H21～）し、校内研修や各教科等の授業で活用できる資料等を公開。

(2) 組織的な指導体制

いじめの問題に適切に対応するため、校長を中心に全教職員が一致協力できる体制を確立する。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、迅速に情報を共有し、組織的に対応する。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、これらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たっては、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制（小・中引継会の活用）をとる。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者などの外部専門家を加える。

(3) 校内研修の充実

全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、生徒指導連絡協議会等を活用し、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を実施する。

(4) 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるように、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織体制を整え、校務の効率化を図る。また、会議の精選及び適切な会議時間を設定し、教職員が児童と向き合う時間を確保する。

(5) 学校評価

いじめへの対応に係る学校評価においては、PDCAサイクルに基づいて評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、児童や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組の状況を評価し、その評価結果を踏まえて取組の改善を行う。

(6) 地域や家庭との連携

P T A総会や学年・学級懇談会などにおける学校基本方針等の説明により、地域や保護者に対して、いじめ問題の重要性の認識を広める。また、いじめアンケート結果をP T A役員会や学校評議員会で公表、共有する。さらに、保護者とのコミュニケーションや学校便りの地域への配布等を通じて地域や家庭との緊密な連携体制を維持する。

V いじめの防止等の対策のための組織

1 「いじめ問題対策委員会」の設置

本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ問題対策委員会」を設置する。

2 「いじめ問題対策委員会」の役割

- 学校基本方針に基づいて、取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった時には、いじめ問題対策委員会緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

3 「いじめ問題対策委員会」の構成

構成員は以下のとおりとする。

＜学校の教職員＞

- ・ 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・長欠担当者、養護教諭、学級担任、その他の関係職員

＜心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者＞

※必要に応じて

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー
- ・ 弁護士、学校医、警察官経験者、学校評議員等

＜保護者や地域住民等＞

※必要に応じて

- ・ 保護者の代表（PTA役員等）
- ・ 地域住民 ・ 民生委員

4 「いじめ問題対策委員会」の構成員の役割

1 いじめ防止のための措置

〈学級担任〉

- ・日常的に「いじめは人間として絶対に許されない」雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・はやしたてる、見て見ぬふりをする行為もいじめを肯定することになることを理解させる。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを進める。
- ・教職員の不適切な認識や言動がいじめにつながらないように、指導の在り方に注意を払う。

〈養護教諭〉

- ・「かもめタイム」をはじめ、学校教育の様々な場面で命の大切さを取り上げる。

〈いじめ・長欠担当者〉

- ・いじめ問題について校内研修や会議で取り上げ、教職員間の共通理解を図る。

〈管理職〉

- ・全校集会などで、校長がいじめは絶対に許されないという雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進等に計画的に取り組む。
- ・児童が自己有用感や自己肯定感を高められる場面を積極的に設けるよう教職員に働き掛ける。

2 早期発見のための措置

〈学級担任〉

- ・児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童の変化や危険信号を見逃さない。
- ・休み時間や放課後の児童との交流や日記等を通じ、交友関係や悩みを把握する。
- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

〈養護教諭〉

- ・保健室利用の児童の会話等で、いつもと何か違うと感じたときは、その機会を捉え、悩みを聞く。

〈いじめ・長欠担当者〉

- ・定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・保健室や相談室の利用、電話相談窓口についての周知を図る。

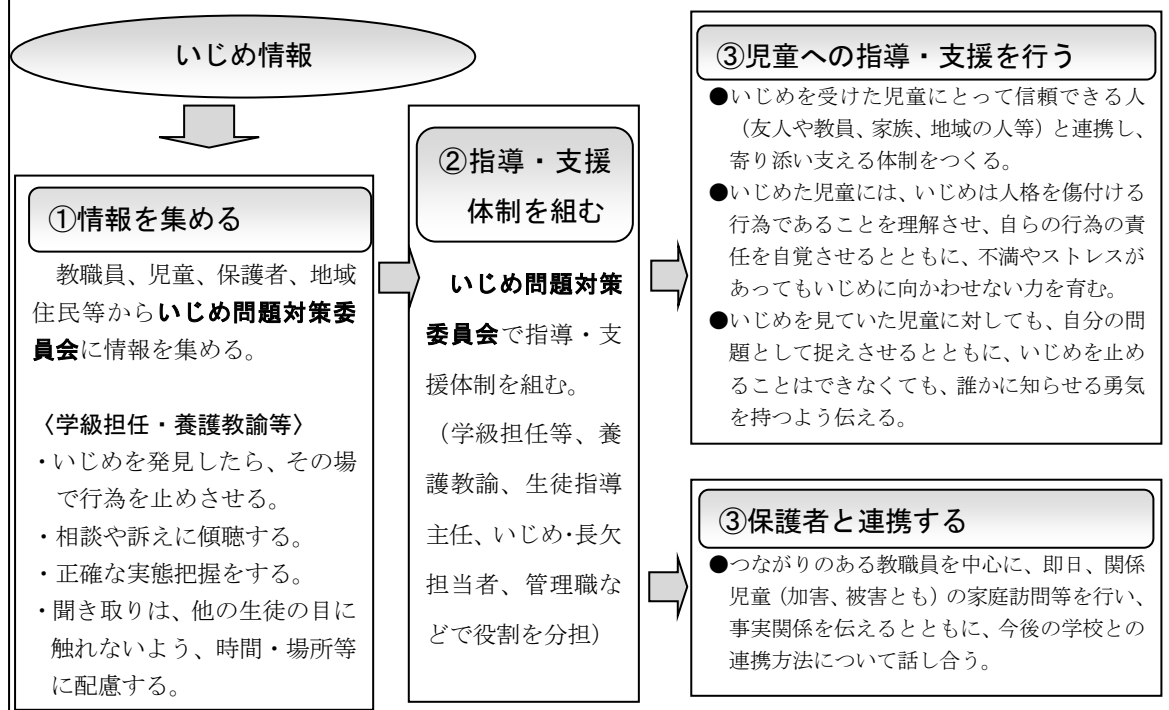
〈生徒指導主任〉

- ・休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の巡回等において、異常の有無を確認する。

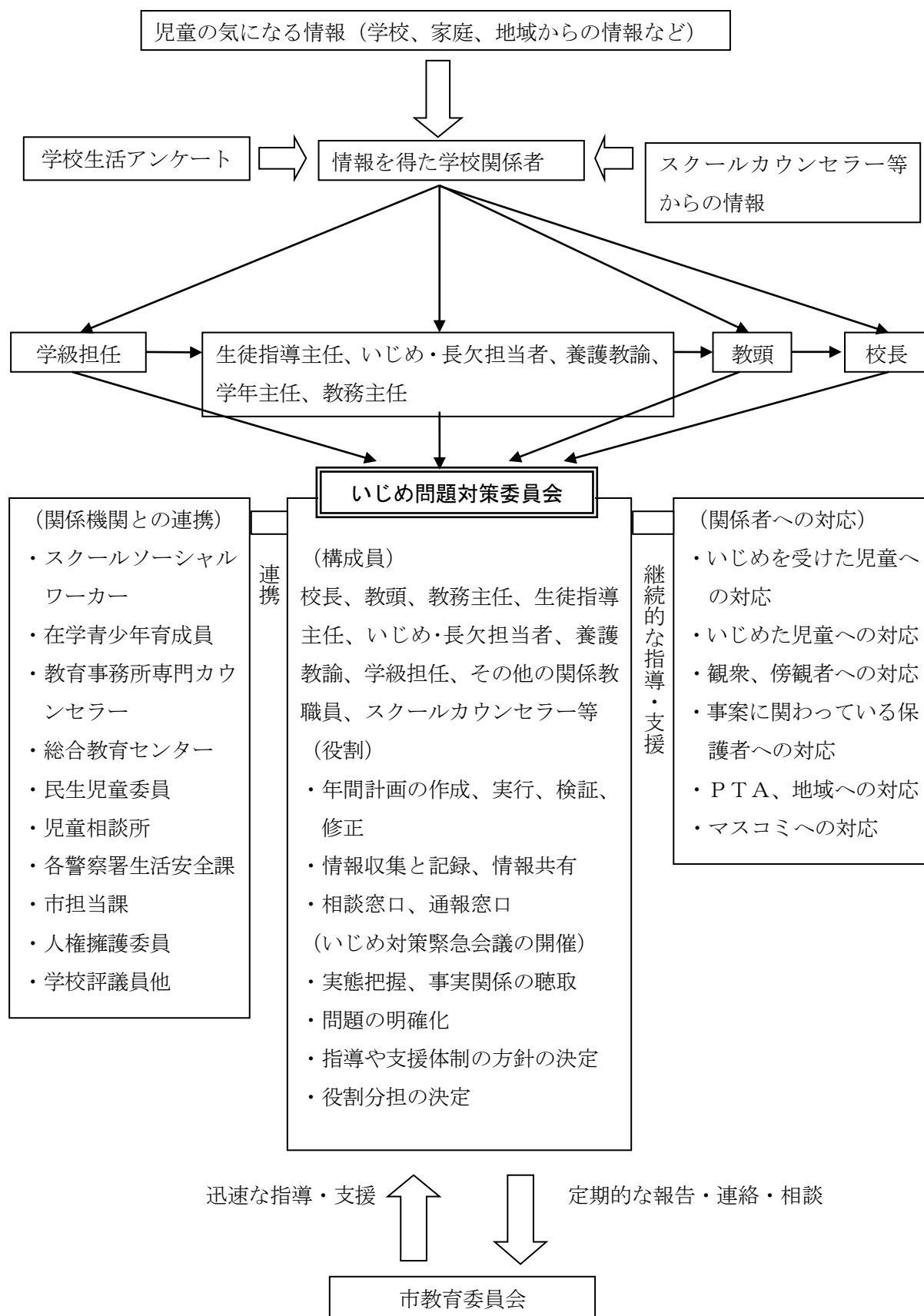
〈管理職〉

- ・児童及び保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・校内の教育相談体制が機能しているか定期的に点検する。

3 いじめに対する措置



【いじめ問題対策委員会】



Ⅵ 重大事態発生に係る調査を行うための組織

1 「いじめ問題調査委員会」の設置（学校の下に設置する場合）

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、「いじめ問題調査委員会」を設置する。

（１）いじめを受けた児童に、生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ① 児童が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等の重大な被害を被った場合
- ④ 精神の疾患を発症した場合など

（２）いじめを受けた児童が相当の期間、欠席や別室登校、早退することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」については、長欠の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

（３）その他

児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2 「いじめ問題調査委員会」の役割

- 発生した事案が重大事態であると判断したとき、当該重大事態に係る調査を行う。
- 調査を行った時は、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者並びに市教育委員会に対し、当該調査に係る重大事態等その他の必要な情報を適切に報告する。

3 「いじめ問題調査委員会」の構成

（１）学校が「いじめ問題調査委員会」を設置する場合

① 構成員

市教育委員会の指導の下に、以下の「いじめ問題対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて、「いじめ問題調査委員会」の構成員を決定する。

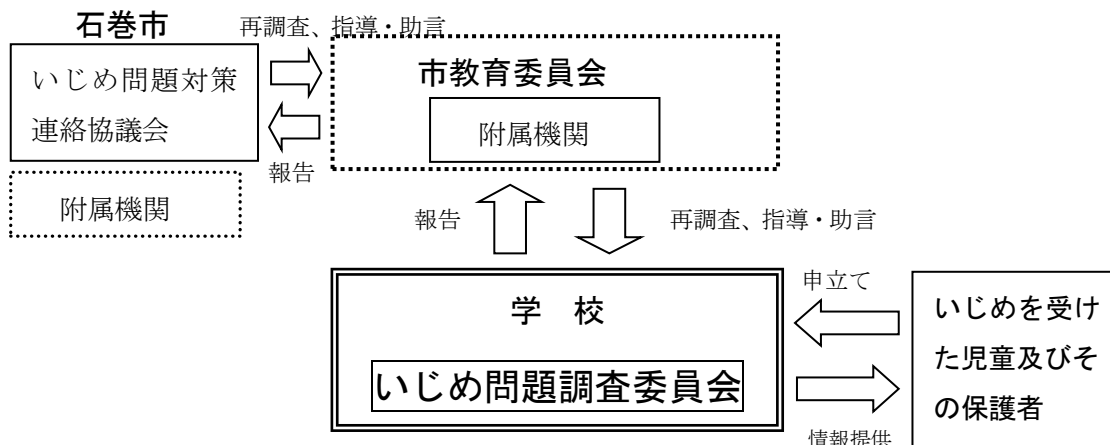
＜いじめ問題対策委員会＞・・・母体として

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、いじめ・長欠担当者、養護教諭、学級担任、その他の関係職員

＜適切な専門家＞・・・市教育委員会の指導を受けて

弁護士、精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

【いじめ問題調査委員会】（いじめ問題対策委員会を母体とした場合）



Ⅶ 重大事態発生に係る調査

1 事実関係を明確にするための調査の実施

○ 「いじめ問題調査委員会」は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。

また、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図る。

○ 学校は、市教育委員会に設置される附属機関に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

※ 学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果が得られないと設置者が判断する場合、又は、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合は市教育委員会において調査を実施する。

2 調査の方法

（1）いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合

① いじめを受けた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査を行う。この際、質問票の使用に当たり個別の事案が広く

明らかになり、被害児童の学校復帰が阻害されることのないように配慮する等、いじめを受けた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する。

- ② 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- ③ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
- ④ 調査を行うに当たっては、市教育委員会の指導の下、対応に当たる。

（２）いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合

いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対するアンケート調査や聴き取り調査などを行う。

（３）調査を行う際のその他の留意事項

学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、そのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得ることから、「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査を行う。ただし、事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りではない。

３ 調査結果の提供及び報告

（１）いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について説明する。
- これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- 質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

(2) 調査結果の市町村長への報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長へ報告する。

上記(1)の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又は保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市教育委員会を通じて市長へ送付する。

(3) いじめた児童及び保護者への説明

随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて、家庭訪問を行う。

(4) 他の保護者への対応

P T A役員等との相談の上、事実関係や指導の方向性がまとまってから行う。重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。

4 その他の留意事項

(1) 地域住民等への対応

- ・ 地域住民からの苦情や情報提供などには、誠意をもって対応する。必要に応じて、電話対応者と電話対応内容のメモをとる職員を決めておく。電話対応の窓口は教頭とする。

(例) 電話対応者を教頭とし、電話の内容を教務主任がメモをとる。

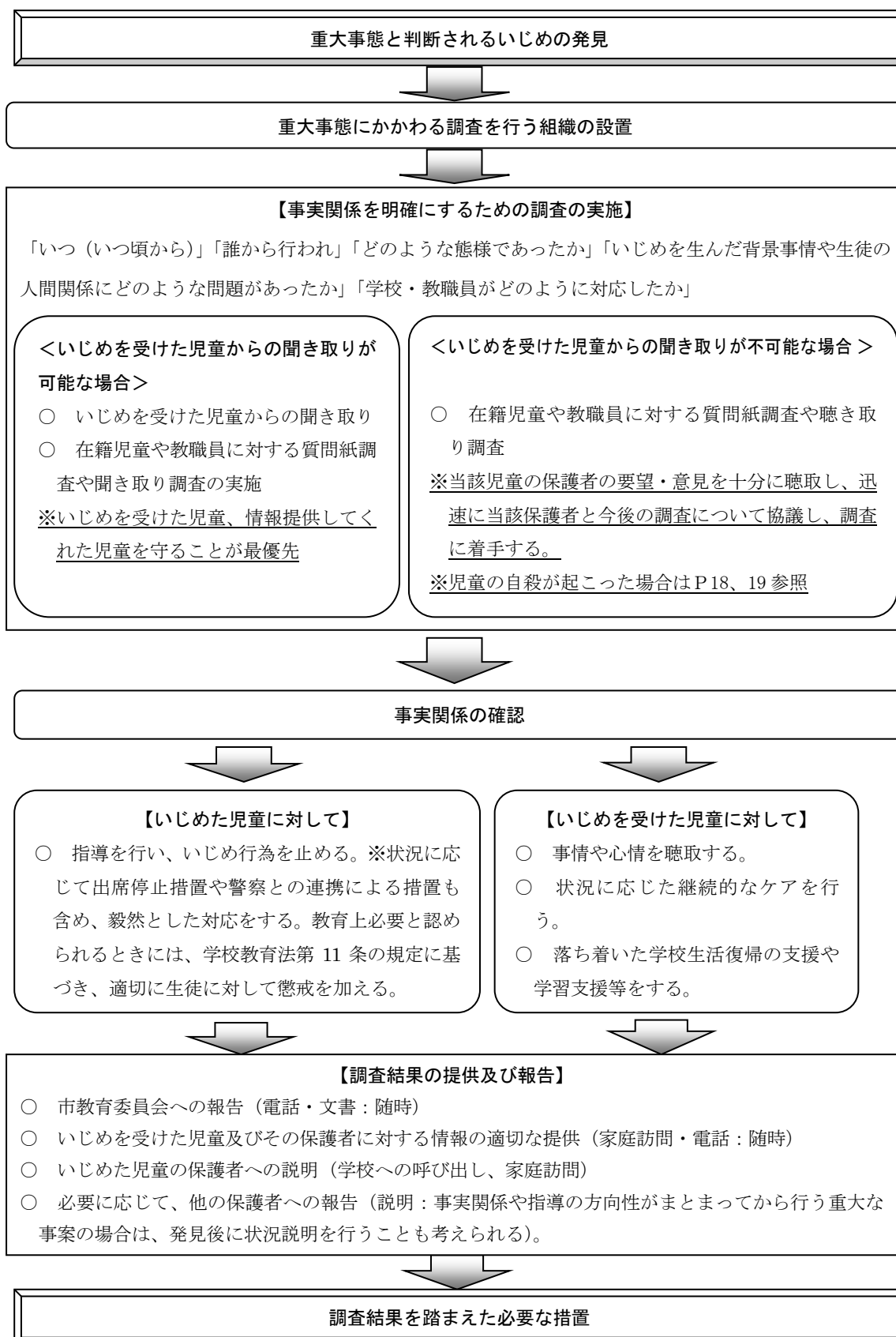
(2) マスコミへの対応

- ・ マスコミや報道機関へ電話対応は、教頭が対応する。特に即答を避け、「取材時間、取材場所等」を決めて、市教育委員会の指導を受けた上で、マスコミの取材に応じる。

(3) その他

- ・ 児童の心のケアに配慮するために、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの緊急派遣を、市教育委員会をとおして要請する。
- ・ 調査結果記録のほか、電話対応やマスコミ対応は時系列で記録し、保管する。

＜事実関係を明確にするための調査のフロー＞※P14～16 の取組の流れを図式化したもの



<参考> 児童の自殺という事態が起こった場合（いじめがその要因として疑われる場合） の「自殺の背景調査」における留意事項

児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意のうえ、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成２６年７月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にするものとする。

① 遺族に対して

- ・ 詳しい調査を行うに当たり、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- ・ 死亡した児童が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

② 調査内容・方法について

- ・ 背景調査に当たり、遺族が、当該児童を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価する。
- ・ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。
- ・ 調査を行う際は、市教育委員会の指導の下に行う。

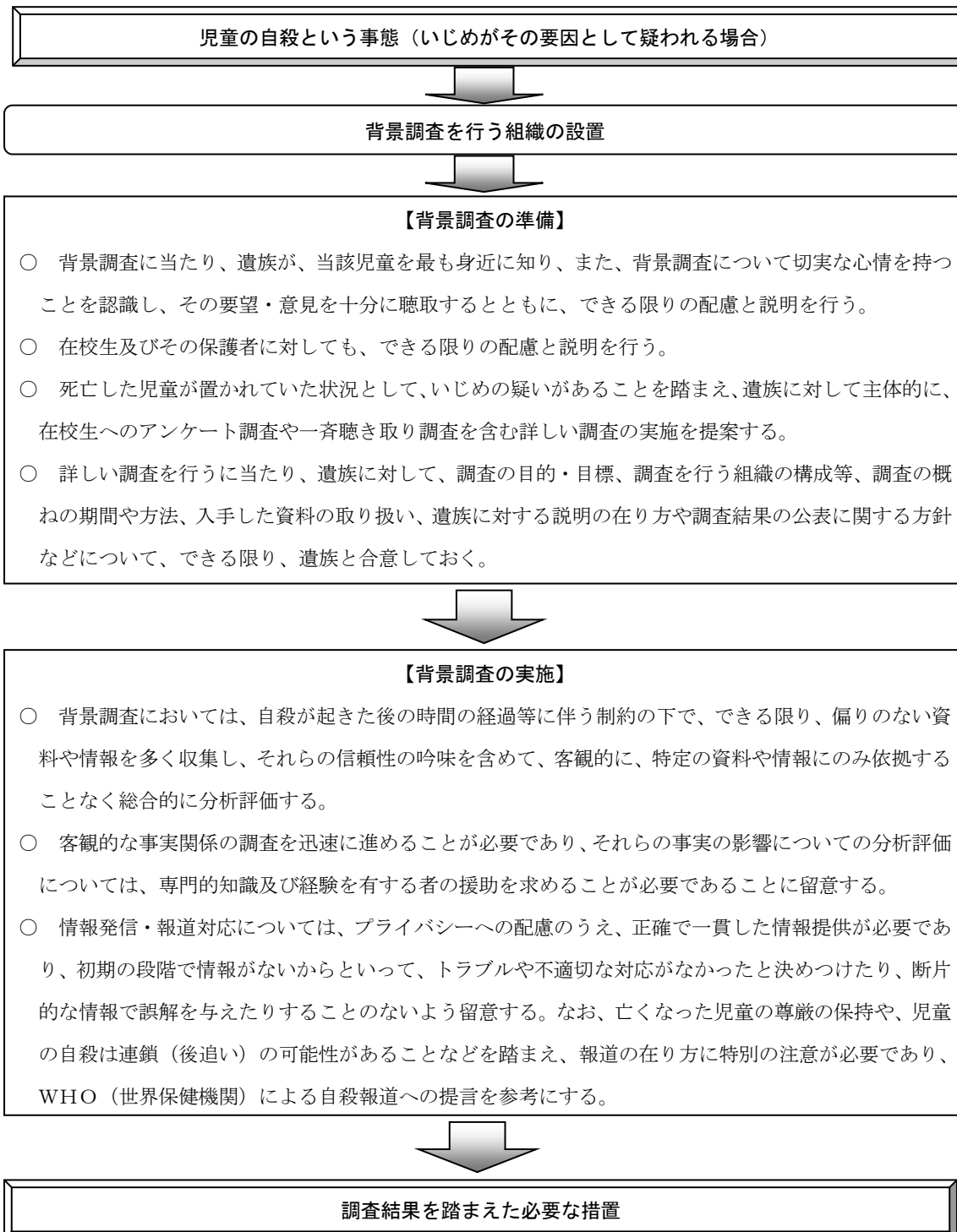
③ 調査組織について

- ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

④ 情報発信・報道対応について

- ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。なお、亡くなった児童の尊厳の保持や、児童の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

＜自殺の背景調査のフロー＞※P18 の留意事項を図式化したもの



〈資料 1〉 いじめ発見のためのアンケート

児童の抱える問題を早期に把握し、早期に対応できるよう、定期的に学校生活アンケートを実施する。

1 対象

全学年

2 実施について

(1) 実施方法

学校生活アンケートは、無記名とし、月 1 回実施し、学級経営等の参考にする。生徒指導連絡協議会にて、集計結果や情報の共有を行う。なお、アンケートは 1 年間の保管とする。

(2) 学校生活アンケートの様式

学校生活アンケート	
年 月 日	
このアンケートは、みなさんが毎日楽しく安心して学校生活を過ごすことができるように行います。当てはまるところに○をつけてください。	
1	学校が楽しいですか。 (1) 楽しい (2) どちらかという楽しい (3) ふつう (4) どちらかという楽しくない (5) 楽しくない
2	学校に行きたくないと思うときはありますか。 (1) ある (2) ない
3	今、先生に相談したいことがありますか。 (1) ある (2) ない
4	今、だれかにいじめられていますか。 (1) いる (2) いない (3) こたえられない
5	このごろ、だれかがいじめられているのを見たことがありますか。 (1) ある (2) ない
6	大原小学校での学習や活動は、楽しいですか。 (1) 楽しい (2) どちらかという楽しい (3) ふつう (4) どちらかという楽しくない (5) 楽しくない

（３）活用例

「学校が楽しくない」「相談したいことがある」「いじめられている」又は「こたえられない」「いじめられているのを見たことがある」にチェックされている場合は、追調査等を行う。追調査として、見取り、面接、再調査などを実施する。

〈資料２〉教育相談体制

１ 校内における教育相談体制

（１）教育相談に当たって

- ① 一人一人の児童の自己実現を目指し、本人又はその保護者などに、その望ましい在り方を助言する。
- ② 教育相談に当たっては、一対一の相談活動に限定することなく、全ての教師が児童に接するあらゆる機会を捉え、教育活動の実践の中に生かしていく。

（２）いじめ・長欠担当者の配置

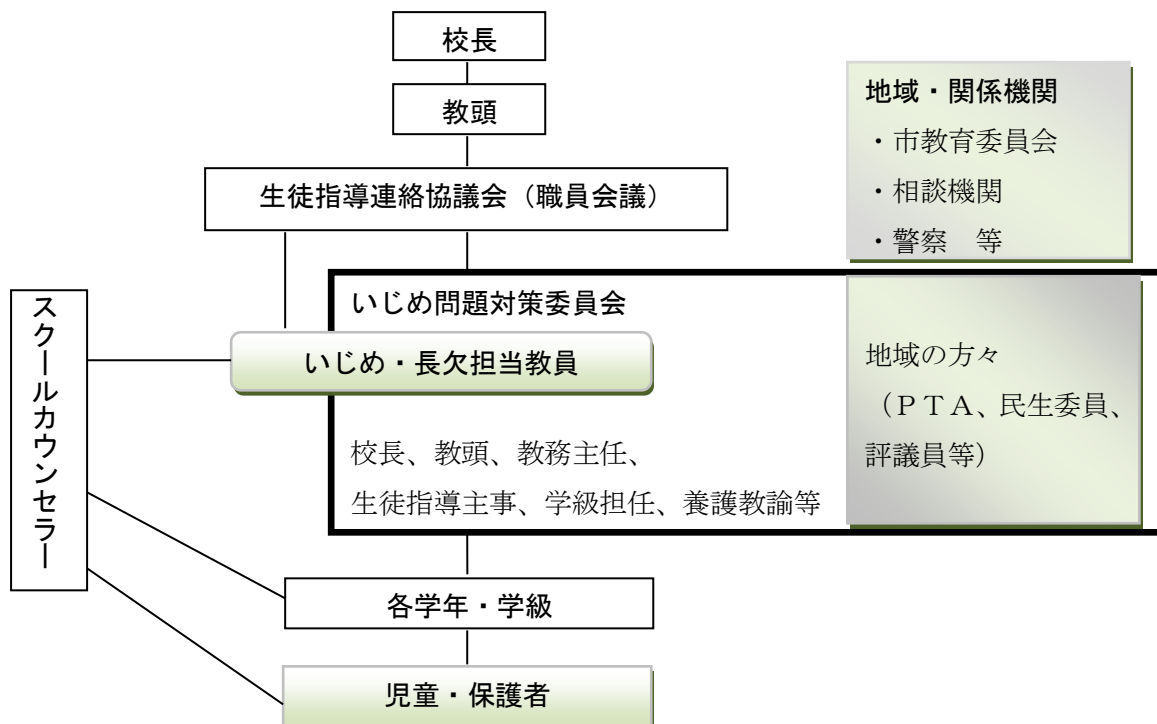
- ① 校内体制の連絡・調整に当たるコーディネーター役として、いじめ・長欠担当者を置く。
- ② 担当：（ ）
- ③ 主な役割
 - ・ 児童や保護者に対する教育相談
 - ・ 児童理解に関する情報収集
 - ・ 事例研究会や情報連絡会の開催
 - ・ 校内研修の計画と実施
 - ・ 市教育委員会や学校外関係機関との連携のための調整及び連絡

（３）スクールカウンセラーとの連携

以下の場面や機会でスクールカウンセラーを積極的に活用することで、児童及び保護者の理解を図り、適切な対応につなげられるよう努める。

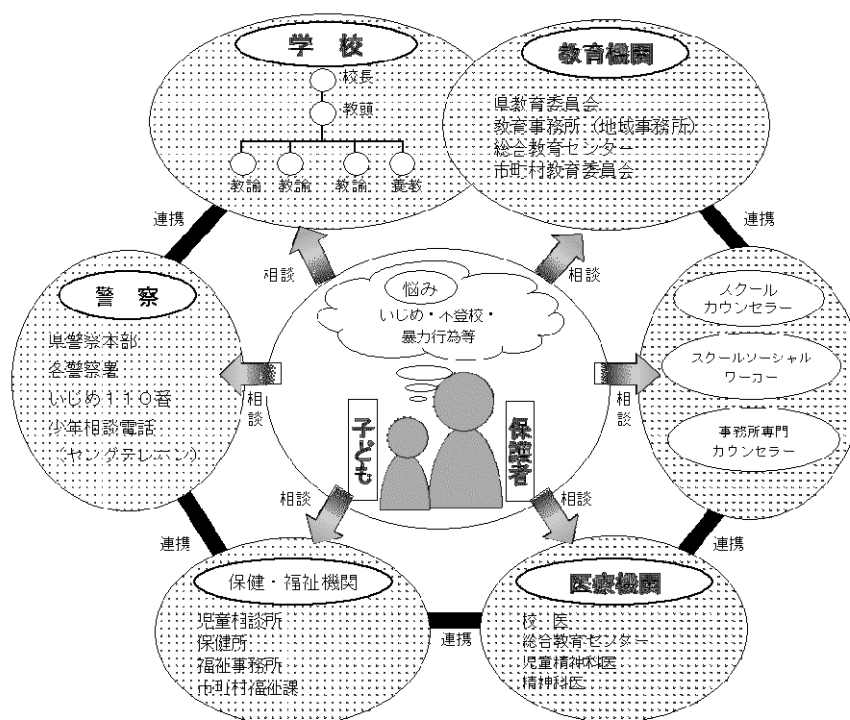
- ・ 児童の不安や悩みについて、専門的・多角的に理解する。
- ・ 児童のコミュニケーションスキルを高めるかかわりを図る。
- ・ 保護者との面談を通して、より一層の生徒理解を図る。
- ・ 関係機関との橋渡しをする。
- ・ 小中連携における情報共有の補助を行う。
- ・ 教員の研修やスキルアップを図る。
- ・ 児童・保護者への心理教育をする。

(4) 教育相談に係る校内組織



2 各相談関係機関との連携

各相談関係機関との連携を図り、相談者（児童、保護者等）の相談窓口を広く確保する。



〈資料3〉いじめ発見のためのチェックシート（保護者用）

※6月と11月に学校評価アンケートと合わせて配布する。

	チェック項目	大丈夫	心配
朝の様子	朝、なかなか起きてこない。		
	疲れた表情である。またはぼんやりとしていたりふさぎこんでいたりする。		
	いつもと違って、朝食を食べようとししない。		
	登校時間が近づくと、体調不良を訴える。		
	いつも特定の友達が迎えに来る。		
登下校	友達の荷物を持たされている。		
	一人で登校（下校）するようになる。		
	遠回りして登校（下校）するようになる。		
	途中で家に戻ってくる。		
帰宅時	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがある。		
	理由のはっきりしないすり傷やあざがある。		
	すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。		
	帰宅時刻が遅くなる。		
	学校の話をしなくなる。		
	外出しなくなる。		
	学用品や自転車、持ち物が壊れていたり、落書きがあったりする。		
友人関係	特定の友達に対する言葉遣いが不自然でいていぬいである。		
	友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。		
	友達から頻繁に電話やメールがあり、それを気にする。		
	遊んでいるとき、友達から横柄な態度をとられている。またはとっている。		
	いじめの話をするとう強く否定する。		
家庭の様子	親と視線を合わせない。		
	家族と話をしなくなる。		
	親に反抗したり、兄弟姉妹やペットに八つ当たりしたりする。		
	お金の使い方が荒くなったり、無断で持ち出したりするようになる。		
	部屋に閉じこもりがちになる。		
	部屋にある持ち物がなくなっていく。		
	学習への意欲とともに成績が下がってきた。		
	食欲がなくなってきた。		
	ため息をつくことが多い。		
	なかなか寝付けない。		

〈資料４〉教師用・学校用チェックシート

１ いじめ発見チェックシート例（教師用）

※月１回各学級担任が行い、生徒指導連絡協議会で情報を共有する。

	チェック項目	確認
朝の会	遅刻、欠席が増えたり、時刻ぎりぎりの登校が目立ったりする。	
	表情がさえず、うつむき加減でいることが多い。挨拶をしなくなる。	
	出席確認の際、声が小さかったり、頭痛や腹痛を頻繁に訴えたりする。	
授業中	授業の始めに、用具や机・椅子などが乱れている。周囲の生徒が机や椅子を離そうとする。	
	所持品や机に落書きされたりする。	
	正しい答えを冷やかされたり、正しい意見なのに支持されなかったりする。	
	保健室やトイレに行きたがる。	
	テストの成績が急に下がり始める。	
休み時間	教室や廊下で、一人でいることが多い。あるいは、自分の机から離れない。	
	休み時間は、トイレや保健室に閉じこもることが多い。	
	用事もないのに職員室や保健室に来たり、部屋の周りをうろうろしたりする。	
	そばを通る児童が大げさに避けて通る。またはちょっかいをかける。	
	物が壊れたり、事件が起きたりすると、その子のせいにされる。	
	遊びと称して友達と一緒にいるが、表情がさえない。	
給食時間	グループから外れて一人ぼつんとしており、沈みがちになっている。	
	席を隣にしたがらない。または特定の児童だけ隣にさせない。	
	特定の児童が配膳すると嫌がられる。	
	腹痛や体調不良を訴え、給食を残したり、食欲がなくなったりする。	
清掃時間	特定の児童だけが片付けをさせられている。	
	人が嫌がる仕事ばかりしている。一人で離れて掃除をしている。	
	衣服が濡れたり汚れたりしている。	
帰りの会	清掃後の授業に遅れてくることが多い。	
	特定の児童の運動着が破られたり、靴が隠されたりする。	
	他の児童の持ち物をよく持たされる。	
会	急いで一人で帰宅したり、用もないのに学校に残っていたりする。	

2 いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）

※9月と2月にコンプライアンスシートと合わせて実施する。

	チェック項目	確認
未然防止	全員の児童に声をかけ、児童のよいところを積極的にほめている。	
	一人一人の児童に活躍の場を設定している。	
	自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れている。	
	児童同士で良いところを認め合う機会を設定している。	
	仲間意識を育てる活動を積極的に取り入れている。	
	分かる授業づくりに努めている。	
	小学校と中学校が十分な情報交換を行っている。	
	小中情報交換会等、小・中学校間の子供たちの交流が図られている。	
	教職員による小・中学校の交流や連携が図られている。	
	児童の小さな頑張りを家庭に伝えるなど、保護者とコミュニケーションをとっている。	
	家庭と連携しながら、児童の基本的生活習慣の定着を図っている。	
	道徳や学級活動の時間等にいじめに関わる問題を取り上げ、指導している。	
早期発見・早期対応	児童に幅広い生活体験を積ませ、社会性の涵養や豊かな情操を培っている。	
	児童と触れ合いながら、児童の変化をつかんでいる。	
	児童を複数の目で見ると、教室以外での児童の様子について情報を集めている。	
	定期的にアンケート等を実施し、情報収集を図っている。	
	児童と信頼関係ができており、児童が悩みを相談している。	
	児童が養護教諭やスクールカウンセラーにすぐ相談できる体制になっている。	
	養護教諭やスクールカウンセラーと積極的に連携している。	
	気になることが、すぐに管理職やいじめ・長欠担当等に報告されている。	
指導体制	日常生活の変化等、気になることをすぐ保護者と話し合っている。	
	いじめ問題の解決に向け、全職員が一致協力することの認識が徹底されている。	
	いじめについての研修会を開き、職員間の共通理解を図っている。	
学校外連携	いじめについての訴えに対し、問題を軽視することなく適切に対応している。	
	P T Aや地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設けるなど、いじめ根絶に向けたネットワークづくりを図っている。	
	家庭に対して、いじめ問題についての啓発を行うとともに、家庭訪問や学校だより等を通じ、家庭との連携を図っている。	
	必要に応じて、児童相談所、警察等の地域関係機関との連携協力を行っている。	

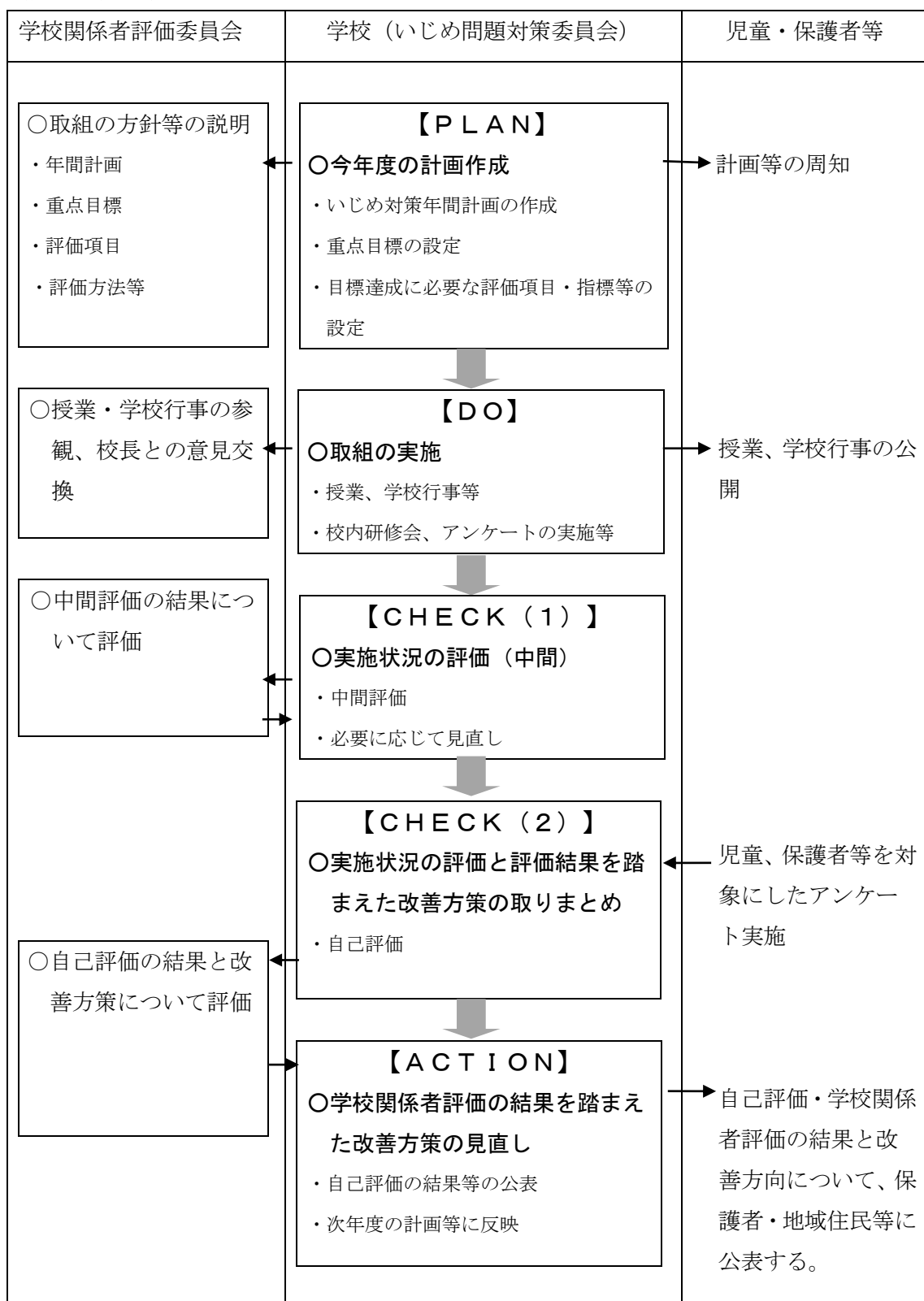
3 いじめを認知したときの対応チェックシート（学校用）

チェック項目	確認
いじめの相談や訴えに対して、親身になって受け止め、対応している。	
管理職への報告が迅速かつ確実に行われている。	
いじめを受けた児童の安全確保がなされている。	
いじめを受けた児童から、いじめの内容について十分に話を聞くことができている。	
市教育委員会へ、いじめの事実と対応の第一報を行っている。	
いじめた児童からいじめを受けた児童と同じ内容の話を聞くことができている。	
当該児童の保護者への第一報を行っている。	
いじめ緊急対策会議を開催し、指導・支援体制の方針を迅速に決定して措置に当たっている。	
職員会議を開催し、全教職員でいじめの状況と対応を確認して意思統一を行っている。	
校長を中心とした体制のもと、チームを組織して対応している。	
いじめを受けた児童の保護者の気持ちや思いを十分に受け止めている。	
必要に応じて、警察等の関係機関に連絡している。	
いじめた児童や学級等へ「いじめは絶対に許されない行為である」と厳しく指導している。	
当該児童の保護者に十分説明を行い、理解を得てから、謝罪を行っている。	
市教育委員会へ、いじめの事故報告を提出している。	
P T Aと連携して、事後の対応やいじめの防止に取り組んでいる。	
地域関係者と連携して、事案の対応やいじめ防止に取り組んでいる。	
市教育委員会への月例報告に「いじめに関する実態調査」を提出している。	
「いじめが再発していないか」、「いじめを受けた児童がいやな思いをしていないか」など、見守っている。	
いじめを受けた児童の不安がなくなり、安心して学校生活が送れるようになっている。	

〈資料5〉いじめ対策年間指導計画 ■：教職員間の活動 ○：児童、教師、保護者の活動

	実施計画		留意点等
4月	■ 学校間、学年間の情報交換 指導記録の引継 ■ いじめ対策に係る共通理解・いじめ対策会議設置 いじめの未然防止に向けた取組の確認及び学校いじめ基本方針の読み合わせ ○いじめ根絶宣言（校長の決意を表明） ○学級開き、人間関係づくり、学級のルールづくり ○家庭訪問の実施 ○「学校生活アンケート」の実施と対応（以降月1回） ○「いじめ発見チェックシート」の実施と対応（教師用：以降月1回）	職員会議等 始業式等学級活動	・いじめの被害者、加害者の関係を確実に引き出す。 ・学校がいじめの問題に本気で取り組むことを示す。 ・いじめ問題に対する教職員の共通理解を図る。
5月	○行事等（運動会）を通した人間関係づくり		
6月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○いじめ発見のためのチェックシートの実施（保護者）	学級活動	・6月は人間関係に変化が表れやすい時期であることに留意する。
7月	○夏休み中の過ごし方の指導 ○全校いいとこみつけ		・いじめ対策を点検する。
8月	○夏休み明けの児童の変化の把握		・夏休み中の人間関係を把握する。
9月	○夏休み明けの教育相談の実施 ○行事等を通した人間関係づくり ■ いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）		・夏休み後であることから、必要に応じて教育相談を実施する。 ・コンプライアンスシートと合わせて実施する。
10月	○行事等（寄磯フェスティバル）を通した人間関係づくり		・自己有用感や自己存在感を育む活動を意図的に取り入れる。
11月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ○教育相談の実施 ○石巻市いじめ防止月間の取組 ○いじめ発見のためのチェックシートの実施（保護者）	学級活動	・児童の人間関係の変化に留意する。
12月	○人権週間（人権意識啓発活動） ○全校いいとこみつけ		・人権感覚を高める。 ・いじめ対策を点検する。
1月	○冬休み明けの児童の変化の把握 ○学校評価の実施（生徒・保護者アンケート）		・児童の変化を確認する。
2月	○話し合い活動「学級の諸問題」 ■ いじめ問題に対する日常の取組チェックシート（学校用）	学級活動	・人間関係の不安解消への対応を考える。
3月	○全校いいとこみつけ ■ 記録の整理、引継資料の作成 ■ 小中連絡会の開催		・いじめや人間関係に関する情報を確実に引き継ぐための資料づくりを行う。

〈資料6〉 学校評価の進め方



〈資料 7〉重大事態に係るいじめの背景調査「聞き取りシート」

「聞き取りシート」【いじめを受けた児童用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで

記録者：

年 氏名

〈された場面〉

日時 (いつ頃から)	場所	誰にどんなことをされたか・誰に どんなことを言われたか ※その時の気持ちはどうだったか	近くにいた人
月 日 時			

〈説明図（誰にどの位置でどんなことをされたかなど）〉

〈メモ〉

「聞き取りシート」【いじめた児童・傍観していた児童用】

令和 年 月 日
時刻： 時 分から
時 分まで
記録者：

年 氏名

＜いじめに至ったきっかけ＞

＜行った、または、見た場面＞

日時	場所	誰が誰にどんなことをしたか（したのを見たか）・誰がどんなことを言ったか（言ったのを聞いたか）	近くにいた人
月 日 時			

＜説明図（誰がどの位置でどんなことをしたかなど）＞

＜メモ＞